

生徒心得

学校が明示する生徒生活のあり方を正しく守り、先輩が培った母校の伝統にこたえよう。

1 礼儀

礼儀は尊敬・親愛の念の表現であって、みんなが認めた社会の約束であり、円満な社会生活の源泉である。日頃から作法を身につけてこそ、いかなる場面に臨んでも礼儀にかなった行いのできるのであって、本校の生徒はこの習慣を身につけることを怠ってはならない。

2 服装と身だしなみ

服装は、着る人の人がらを表すと同時に、その気分や行動をさえ左右する。服装の自由はだれしも欲するところではあるが、それは、われわれの自覚ある行為と相互の協力によって、育成されていくものであろう。この前提に立って、身につけるものはすべて正しく着用し、常に清潔を保ち、華美に流れたり流行に走らぬよう高校生としての品位の保持につとめよう。

【服装規定】

①冬季服装

男子…本校指定の学生服（上着・ズボン）、カッターシャツを着用。

女子…本校指定のブレザー、スカート（ズボン）、ブラウス、リボンを着用。

※基本的な形は上記となるが、日常の学校生活の中でのリボン（女子）の着用については柔軟に対応する。

※入学式・卒業式においては、必ずリボンの着用（基本的な制服の着用）をする。

②夏季服装

男子・・・本校指定のカッターシャツ、ズボンを着用。

女子・・・本校指定のブラウス、スカート（ズボン）を着用。

③厳寒時は、通学時において防寒具の着用を認める。但し、着用に際しては次のことを守ること。

(1) 校舎内で着用してはならない（登下校時を除く）。

(2) 防寒具の実際については、生活指導部より指示する。

(3) 男女とも中着についてはカーディガン、ベスト、セーター（Vネックに限る）に限って認める。（但し、無地・ワンポイントまでの白・黒・紺・灰色に限る）。パーカーは禁止。

◆インナーウェアとしてのTシャツは、無地・ワンポイントまでの白・黒・

紺・灰色とする。(※本校半袖体操服は可とする)。

◆衣替えの具体的な時期については、その年の気候を考えながら生活指導部で判断、全体へ連絡をする。

◆靴は運動靴(華美でないもの) 又は黒・茶の革靴とする(サンダル・ヒール等は禁止)。

【頭髪規定】

染色、脱色、パーマ、極端な刈り上げ(ツープロック等)、付け毛(エクステンション)等は禁止する。

【化粧・装飾品の規定】

口紅・マニキュア等の化粧、指輪・ネックレス・ピアス・ブレスレット・数珠等の装飾品は禁止する。

3 通 学

- 1 通学途中においては、常に交通規則、マナーを守って行動すること。
- 2 近年、通学途中の交通事故が増加しており、また、校内における駐輪スペースの確保の問題からも、本校では自転車での通学について許可制をとっている。
- 3 自転車通学をする者は、必ず本校指定のステッカーを自転車の定められた位置につけ、校内の所定の場所に駐輪すること。
- 4 欠席・遅刻・早退・忌引については、事前または事後直ちに学級担任(遅刻は教科担任)の許可を得る。体調不良の早退、忌引による早退などについては、担任の許可後、生活指導部に届け出ること。緊急の場合、口頭による届出も可とする。
- 5 クラブ活動届・外出許可証等の手続きは、所定の用紙に必要事項を記入し関係職員の承認を受け、届け出る。
- 6 登校後は定時終業まで許可なく外出してはならない。
- 7 親族死亡による忌引日数は次の通りで、この期間は欠席の取扱いを受けない。ただし忌引期間中であっても登校はさしつかえない。
 - (1) 父 母 (5日)
 - (2) 祖父母 (3日)
 - (3) 曾祖父母 (1日)
 - (4) 兄弟姉妹 (3日)
 - (5) 伯叔父母 (1日)

ただし、遠隔地での葬儀に対しては考慮する。

4 学校生活

学校は公共のものであり、共同生活の場である。皆が安心・安全に学校生活を過ごすことができるよう、一人ひとりが自覚と責任、思いやりの気持ち

をもって行動すること。

長期休暇中においても、本校生としての自覚を忘れず、計画を立てて自身の向上に役立つ有意義な時間を過ごすこと。

5 懲戒

人間形成の途上にある生徒として、学校及び保護者、並びに社会の期待に反する行為をした者は、個人・集団の別なく、本校規定に従って指導する。